

「おふでさき」はなぜ書かれたのか—明治二年に到る中山家の状況— —教祖と秀司の葛藤の果てに—

天理教教祖中山みきの直筆になる「おふでさき」は、明治2(1869)年から書かれ始められました。

その冒頭は、「1. よろつよのせかい—れつみはらせど むねのハかりたものハないから / 2. そのはづやといてきかした事ハない なにもしらんがむりでないそや / 3. このたびハ神がをもていあらハれて なにかいさいをといてきかす」と書かれ、「18. みへてからといてかゝるハせかいなみ みへんさきからといてをくそや」の歌まで、一連の神の宣言ともとれる内容が記されています。

その次に、「19. このさきハ上たる心たん / \と 心しづめてハぶくなるよふ / 20. このハほくむつかしよふにあるけれど だん / \神がしゆこするなり」と、具体的な内容が出てきます。

この2首の解釈について、天理教教会本部発行の『おふでさき註釈』は、《 註 当時即ち明治二年の頃は維新創業の際で、人心不安で疑惑深く、表面新政府に帰順しながら、内心歴代君侯の恩を思うてひそかに事を謀る者があり、果して平穩に藩籍奉還が実行出来るかと憂えられた位であつた。 / 右二首のお歌はこの国情に対して、親神様は、将来人心必ず一に歸して安定する可きを念い、月日親神様の守護もまたそれにある事を述べられたものである。》とし、教内外の「おふでさき」解釈はほぼこれに準じています。そのなかで唯一他の解釈をしているのが、木村善為「<おふでさき>第一号十九首二十首の考察—特に<ハぶく><ハぼく>の歴史的な理解と用字について」(『天理教学研究』17、昭和42年10月)です。その内容を要約すると、《『おふでさき註釈』は、「上」を、新政府のことと解釈している。しかし、この時期、天下の趨勢は、新政府の方に決しており、和睦を必要とするような勢力はない。ゆえに、『註釈』の解説には無理がある。「おふでさき」1号は、「やしきのそうじ」と「つとめ」が主題であり、19, 20についても、それらに関連すると解釈するのが、妥当である。ここでの和睦とは、「内」のことではないかと考えられる。「上」も、対外的な権力者ばかりでなく、「お道の指導者層」についても言われたのではないか。『お道を、まだ、せかいなみの教えであるときえ思つて行動する内なる "上"たる者の心をしづめ、和(やわら)ぎむつぶよう、むつかしいことであるが、親神が働こう』が、19, 20の意である。》となります。

「おふでさき1号」が書かれた明治2年の頃、中山家の当主はみきの長男秀司であり、みきはその信者から「神様」といくら崇められていても、秀司から見れば70を過ぎた隠居の老母でした。そこには「和睦」しなければならないような事情があつたのでしょうか。ここでは、天保9年の立教以後の中山家の状況を追うことで、検証してみましよう。

立教後の中山家の状況 — 教祖と秀司、その家計と信仰を主に

年	事項	出典
1838〈天保9〉年	立教。3町歩余所有。	『復元』30号P239
1847〈弘化4〉年	教祖、針子に裁縫を教える(安政年間頃まで)。	1853〈嘉永6〉年 夫善兵衛没
1855〈安政2〉年	徐々に田地を失い3反余を残す(母屋の売却もこの頃か)。	
1857〈安政4〉年	仲田儀三郎入信(最古説)。教祖の布教活動が始まる。	『天理教伝道史 I』P12
1860(万延元)年	西田伊三郎入信(安政5年説あり)。	『天理教伝道史 I』P13
1861〈文久元〉年	秀司、「万覚日記」(金品貸借の記録、天道天徳神方、教祖関係の記載は無)を記す。	『教祖とその時代』P221
1863(文久3)年	飯田岩治郎のおたすけで、安堵村に行く。	『御水屋敷人足社略伝』
1864〈元治元〉年	教祖、飯田家に逗留、来訪者多く、同家では家業に支障をきたす。 教祖、こかん名義の吉田神社の裁許状を取得。費用8両(飯田家3両、教祖5両) つとめ場所ふしん、9月手斧始め。	『御水屋敷人足社略伝』 『御水屋敷人足社略伝』 『復元32号』P315
1865〈慶応元〉年	10~11月、大和神社事件起る。(取上げ品の返却書類年月日より類推) こかん名義裁許状、村屋神社に渡る(時期不明)。1981〈昭和56〉年、教会本部取得。 秀司、自分名義の吉田神祇管領裁許状の取得工作を始める。	『復元32号』P327 『東王京』15, 16号 『復元32号』P460
1867〈慶応3〉年	「御神前名記帳」(作成者不明)による4, 5月の参拝者、計2000名を越える。 7月23日秀司名義の吉田神祇管領裁許状許さる。 秀司の妻子(おちえ、おかの、音次郎)中山家に入る。	『天理教事典第3版』 『復元32号』P468 『先人の面影』P77
1868〈慶応4.明治元〉年	秀司筆『辰年大寶恵』(賽銭覚書、中臣祓詞書写)概算一日60人×米1合の額。	『教祖とその時代』P254
1869〈明治2〉年	『おふでさき1号』執筆、秀司の妻おちえを追い出す。	『おふでさき』1号39

立教(1838<天保9>年)頃の中山家の土地所有量—3~4町歩 当時の大和では4町歩が最大

土地所有に関する資料(作成年代順)

《自分宅ハ廿五六ヶ年以前ハ素ト相當之百姓ニテ耕地モ**三町程**所有致居候所追々衰弊ニ及ビ、其末貳町餘リ之耕地是アリ候處、夫亡中山秀治成ル者足痛ニシテ農業持相營兼候ヨリ綿商仕并ニ米商致居候處微運ニシテ追々損失ラ生シ候ニ付其迹来壹町六七反之地所内、質物ニ差入成シ年期附売却等致シ、三反餘リ之耕地ヲ残シ置聊生活ヲ相図リ貳三ヶ年休業罷在候處其後復々残耕地ヲ抵富ニ差入該金ヲ以商法資本金トシ再ヒ綿商法相當ミ候處商法上萬事利運ニ向イ
(丹波市分署宛、手續上申書。明治十四年十月八日、中山マツエ、外四名) (天理教管長家古文書)》(『復元30号』P239)

明治14年に止宿人届の手違い(この時期、かんろだいの石普請が進行していた)を理由に、教祖ほか主だった人が警察に拘引された時に作成された書類。

明治14<1881>年の25,6年前は安政2<1855>年頃。もともと3町歩あった耕地がその頃は3反になり、その後商売がうまくいき、等と書かれています。

八 中山家の田地は、沢山お売りに成りた後、三町丈けのこりたのである。初より三町と云ふ意にあらず、それ以上御持ちなされたりき、是を十年の年きれで質に御入れになりた。後、明治初年に三町の土地帰る。(右、大正二年六月四日夜、管長様に聞く、梶本宗太郎誌)

九 中山家の田地は約**十五、六町歩**と思われる。年貢は百石と言うたから、一段一石として約十町歩。その外に山もあり、綿も沢山作って居られた。昔は田地の1/3は綿を作ったものやから、合わせると十三、四町歩、その他の畑も入れて、十五、六町歩になる。(昭和29・7・29清水由松談)／
(『天理教教祖伝稿案第20稿』註P60.1955.天理教教会本部)

「安政二年の頃には、残った最後の三町歩余りの田地を、悉く同村の安達重助へ年切質に書き入れなされた(この部分は、第20稿でも現行の『稿本(稿数でいうと22稿になる)』も同文)。(『稿本教祖伝』P38)に対する「20稿」にある註で、『稿本教祖伝』では削除されています。

三島村三百石で二十町歩として、二百石というと十五町歩ということになる。事実、幕末の大和の農家で、十五町、二十町歩の田地持ちはおらなかったようである。天理市史編纂員として、市内の資料を調べさしてもらったなかで、明和二(1765)年九月記入、田井庄村源右衛門(登氏)が、高にして九三石余、(田地にして、七、八町歩になるであろうか。)これが一番多かった。合場村一品の惣三郎(山中氏)が四町五反九畝(天保2年)であった。兵庫村では三町歩代三人(天保11年)小田中村では二町一畝が一人(文政8年)、中村では二町代が四名(明治七年)という程度である。中山家の場合、**五町歩から十町歩**というところであろうか。(「教史研究の宿題」P3.高野友治.1966)

大和は結婚の時の家柄・格式にとてもうるさい土地柄です。**前川家と中山家は共に、五荷の荷で縁組をする格式の家**でありました。そういう所から、五荷の荷を持って振り袖姿で嫁に入られた、ということになっていると思います。大和の様子を詳しく調べると、『巻向村史』には当時、大豆越村に四町歩以上の百姓がなかったという統計が出ています。大豆越村の山中忠七の家は七荷の荷を以つて縁組をする家柄でしたが、**田地は四町歩以下**ということですので。中山家の記録でも**三町歩余り**が一番大きい時だったようです(注=『復元』三十号、二三九頁。櫟一四)。(『中山みき研究ノート』P44.八島英雄.1987.立風書房)

「足達金持ち、善兵衛さん地持ち」といわれた足達家の地所が、天保九年(一八三八年)より二十三年前の文化十二年(一八一五年)で四町四反八畝である。一中略一山中家、足達家との関係から見て、**四町歩から五町歩**の間程度と推定するのが穏当と考える。(『あらきとうりょう149号』P49.1987.天理教青年会本部)

高野氏は『よのもと』1986.1月号(P35)で、田地は4町歩ほど。大和ではあの時代に4町歩以上持っていた家は数えるほどしかなかったと書いています。

『あらきとうりょう149号』は「『中山みき研究ノート』批判」と題された特集号で、まず『研究ノート』の左に引用してある部分が示され、そのあとに
«ここには一つの虚偽と一つの誤謬がある。／ 一つは、山中家の婚礼時の荷数について、八島は「七荷」と述べているが、本当は「五荷」である。このことは現在でもはっきりと山中家に伝わっている。偽りの論拠にもとづく推定に信憑性はない。／ もう一つは、「明治十四年の手続書」(『復元』第三十号、二二九頁)によって、「中山家の記録でも三町歩余りが一番大きい時だったようです」と言っているが、それはまちがいである。この史料の示すものは、「最大で三町歩」ではなく、「少くとも三町歩」ということである。»
と書かれ、結論として左下の引用部分が出てきます。

1847<弘化4>年 教祖、針子に裁縫を教える(安政年間頃まで)。

辻忠作の姉こよが針子として、弘化4(1847)年頃に教祖のもとに通っていました。そこでおはる(1831年生)の人となりを見て、いとこの梶本惣次郎の嫁にという話が出たといわれています。(仲人をしたのは父の忠作)

その後10年近く経った文久3年に、忠作は妹の気の間違いのことで教祖を訪ねています。

文久2年に教祖は、産後の煩いので安堵村へ行っています。また、同3年には、同じ安堵村の飯田善六の子供岩治郎の病気のために、出かけています。これらは、安堵村の近くに住む針友達の辰見ミツが教祖の存在を近隣の人びとに教えたのかもしれない。

針子たちはその修業を終えた後も教祖に会いにおやしきに出かけたといえます。高野氏が確認できた針子は5名にすぎませんが、実際にはその何倍もの子供が通ったでしょう。その子たちは、当然裁縫の技術も学びましたが、それ以外のことも学び、親や近在の人びとに伝えたのではなかったでしょうか。

その中から、辻忠作や飯田岩治郎のような信仰者が生まれていきました。

弘化4年は、立教から9年ほどあとで、夫の善兵衛も存命で、田地もまだかなりあり、針子達もいくらかのお金や物品を置いていったでしょうから、貧にあえぐような生活をしていたとは思えません。

【身元が確認できた針子】『御存命の頃上改修版』97頁・一九七二
庄屋敷村 今西 栄兵衛 娘 テル 安政五(1858)年頃
庄屋敷村 乾 源助 娘 小雪 嘉永・安政年間
豊田村 辻 忠作(先代) 娘 こよ 弘化(1844)〜47年間
(教祖伝に出てくる忠作は、こよの弟)
豊田村 西田 某 娘 とみ 安政(1854)〜59年間
岡崎村 辰見 新次郎 妻 ミツ 針子か針友達

1855<安政2>年徐々に田地を失い3反余を残す(本宅(母屋)の売却もこの頃か)。

中山家は、三町歩ほどの田地を所有し、商売の失敗(米、綿の商い、相場、金貸し)などで減少し、最も少ない時期で三反を所有していました。また、失敗の後も商売は継続していたようであり、後で述べる文久元(1861)年の記録(「万覚日記」)では、かなりの額の金品の貸借を行っています。また、安政年間頃までは針子を取っていたこと、嘉永7年にはおはるが出産のため帰ってきていることなどを考えると、家の売却も田地を年切質に入れたのと同時期ではなかったかと考えられます。

母屋の売却は安政2年説

《 (コメ相場の失敗による借金の) その処理のための家の売却は安政二年といわれています。農地が年切り質に入ったのも記録は安政二年です。

その裏づけとして、嘉永七年に大地震があって、縁起が悪いと改元したのが安政です。安政の大地震と呼ばれましたが、地震が起こったのは嘉永七年です。嘉永七年のその地震の当日におはるさんが中山家でお産をしております。中山家には母屋があるからお産に帰ってきたのです。母屋が取り払われて住むところがあればお産に帰ってまいりません。ですから嘉永七年の地震の日におはるさんが中山家でお産をしたということは、そのときまだ家はあったということなのです。》

【『ほんあづま』No409. P10. 2003.03】

右の資料は本宅の売られた先が書かれています。その地に移築された建物は、かなり後迄存在したようです。

この資料は「史実校訂本」の「第五章第五節 夫様お出直し」の所に出ています。夫善兵衛が亡くなったのは嘉永6(1853)年です。明治十四年の手続上申書によれば、その2年後に秀司は商売に失敗し借金をこしらえたわけで、その時に家も売ったというのが常識的な考え方ではないでしょうか。

『稿本教祖伝』には、善兵衛存命中に母屋を取り払えと教祖が言ったが、善兵衛は先祖代々の家を取り払うことに躊躇し、その後、高塀を取り払えとの言葉が教祖から発せられた時には、それに従ったとあります。本宅の売却時期は『稿本教祖伝』発行以前の資料に「嘉永6年」とあることから、それに従い、「高塀」については記録がないので善兵衛存命中にしたということでしょうか。

この場面は善兵衛の苦悩と村人、親戚の離反の理由とされていますが、本来はもっと別の所に離反の原因はあったかもしれません。

考二十三、本宅御取毀ちの事

1、本宅の行き先。(昭和七年八月廿八日、第九回集成部會議)

京終の近くの永井村の『大龜』に本家を渡された。街道の西側。

(山澤ひさ→梶本宗)
宮森

古市村へ渡された。

(高井)

覆元 30号『157頁

1857<安政4>年 仲田儀三郎入信(最古説)。教祖の布教活動が始まる。 1860(万延元)年西田伊三郎入信。

櫟本村の西に櫟枝という村がある。そこに西田伊三郎という人がいた。伊三郎氏三十三才の時、妻が齒を病み千束村のお稻荷さんに拜んでもらおうとして家を出た。途中東から知人に「そんなんだつたら庄屋敷村へ行って中山さんの老婆さんに拜んでもらいなされ」といわれ、庄屋敷村に行き、教祖様をお願いした。この時、教祖様は、／「よう帰って来た。待つていたで、二三日前から知らせてやつた」／と申されたという。

拜んでもらって、お話をきいている間に、齒の痛みはすっかりなくなつた。翌日お礼詣りに出かけようとしたが、丁度麦の秋のことで忙がしいので参拝出来ず、そのままにしていたところ、今度は眼が痛み出し、またお詣りしてお話をきいている間になおつてしまつた。このたびは教祖様は、／「夫もつれておいで」／といわれたので、西田伊三郎氏が参拝した。

この時が伊三郎氏の三十三才の時といわれる。伊三郎氏は明治二十七年、七十才で出直してられるから三十三才という安政五年ということになる。これはちよつと早過ぎる。また同家の話では「榊井伊三郎先生の入信は私の爺さんより三年遅れた」といわれているところからすると、榊井氏の入信が文久三年であるから西田氏の入信は萬延元年となる。安政五年と萬延元年とは二年違うだけである。なお西田氏の関係で入信した前栽村の村田幸右衛門氏の入信が氏の四十才の年というから、遊算してみると文久元年ということになる。天理教の従来歴史書には文久三年における中田義三郎、辻忠作、飯田岩次郎の三氏の入信が一番早いようになっているが、安政、萬延のころから信者が出来はじめたというこの話は私にはどうも有り得べきことのように思う。そうすると、先に多少疑問を残しておいた中田義三郎氏の入信も、妻かじの長男岸松出産後のわずらいとみるなら安政四年の入信であり、長女すえの出産後のわずらいとみるなら萬延元年となる。これは従来歴史からみると異説であろうが、私にはあり得べきことと思われる。(『天理教伝道史 I』P12.高野友治.1954.道友社)

中山家の田地が三反になってしまった2年後に仲田儀三郎が入信しているとすれば、その入信の以前から、教祖の病直しの活動は始まっており、お礼として米などを持って来る者もいたでしょう。また、儀三郎が教祖を知るきっかけになったのは、妻の出産後の煩いであったとしても、継続的な信者になっていったということは、教理的な内容もすでに話されていたと考えることもできるように思います。

1861<文久元>年 秀司、「万覚日記」(金品貸借の記録、天道天徳神方、教祖関係の記載は無)を記す。

新右衛門
一 金貳ア(分) / 札十八匁
又壹朱 / 錢廿五文
×六十匁 かし
第一丁目表であるが、日付の記入がない。前述の表紙の記載から文久元年(一八六一)五月の某日と察する。どこの新右衛門か不明であるが、金二分と札(藩札)で十八匁、それに一朱(金・銀貨どちらでも同価値)と錢二十五文をそれぞれ取り混ぜて、合計銀六十匁分を貸している。……銀六十匁では米約二斗八升五合余り買うことができた。
(『万覚日記』について)上野利夫.P228.
『教祖とその時代』.1991.道友社)

この資料は、天理教に残る古記録の一つと述べたが、内容的には直接、天理教に関連するものではなく、中山家に関する事柄のみが記されている。 / 表紙に「萬覚日記」とあるので察せられるように、いろいろの覚え書である。記載法は、普通一般にいう日記の体裁ではなく、日付と要件を簡単に記したメモ程度である。その要件の事項をまとめると、おおよそ次の八項目になる。 / すなわち、金品の貸借に関するもの、諸費用控、綿その他に関する取引事項、大工日数控、村人足覚、日雇心覚、綿打覚、陰陽道による方位と日の忌など。(『万覚日記』について)P222)

天道天徳神方

正月 九月 午 / 三 七月 子 / 四 拾貳月 酉 / 六 十月 卯
/ 二月 未申 / 五月 戌亥 / 八月 丑寅 / 十一月 辰巳

「大道天徳神方」とは、古来より曆面に注された吉凶禁忌の一つで、「天道」とは「天道神方」、「天徳」とは「天徳神方」のことと考えられ、この二つを一つに記したものであろうと察する。この二神とも大吉の方位である。

日之ふさかり

一日 東 二日 辰巳 三日 南 四日 未申 五日 西 六日 戌亥
七日 北 八日 丑寅 九日 天方 十日 地方 余ハ順也

「日之ふさかり」というのも、曆上の吉凶・禁忌に関することである。
(『万覚日記』について)P250、252)

銀60匁は、極々参考に米の値段から今の金額に直すと、約1万5千円くらいになります。

秀司は教祖の立教後20年以上が経過し信者もできてきた時点で、金品の貸借などの仕事をし、すでに継続的な信仰者が生まれていた教祖の新しい教えとは無関係に、陰陽道に基づく方位と日の忌などを商売に使っていたことが分かります。

1863(文久3)年 飯田岩治郎のおたすけで、安堵村に行く。翌元治元年、飯田家に逗留、来訪者多し。

教祖はここで神仏を祈念するわけでもなく、これからの道すがら、世の中の移り方、人間の始まりなどを話した。

老婆には家族のものにも一礼をのべ病人の枕辺にいたり満面笑みを含ませられ

薬いらぬ、川に流しておくれ。祈祷するにもおよぼぬ、皆ことわりなしたかよろしい、

と云はるゝ故、其意にしたがへ奈良、生駒などへは断り使を遣りたり。然るに今迄悶えくるしみいたりし病人の腹部を両手にて一二度なでさすると忽ち腹部治り、折しも親類より牡丹餅を貰いしが、それを食べたいナーと云はるゝまゝ、一つ与へしに食し終り又一つ乞はるゝも両親をはじめ皆の人々も百日あまりの此病人、殊に永らく絶食なりし故、過ぎしてはならじと半分与へたり。かく忽ち食事まですゝまるほどの御利益のあるとは如何なる神のなす業かと一同驚き恐れ稀有のおもゝちなすばかりなり。其翌日腹痛はじまりしに一度なでゝ貰うと忘れたる如く治まり、… **教祖には御入りあいても別に、まじないよりのこともせず、神仏を祈念するでもなく、居合せた人にこれから先の道すがら、その道すじというのとは、これ／＼に変わる、世の中はかやう／＼に移るのやと。又は人間のはじまりはどうゆうこと云うならば云々**と謡う如く、話する如く耳なれぬ不可思議のこのみかたられ、・・・ (『御水屋敷人足社略伝』)

教祖はわが子さえ助かればよいという心を入れ替えることが必要だと説いた。

老婆のまともや安堵にまいりおらるゝと聞くや、ます／＼ **多人數毎日夜の明けを待ちては寄り来り、門を開くを待ちかね我先にと入り来るありさまなれば、家内一同仕事も出来ぬ**こと故、母上の思うにはこれでは働くことかなわん、**老婆に憐れ貰うにしかじと心のまゝに申上たるに、ふしぎなるかな、立ち処に身体其儘動くこと出来ぬようにし**びれ息の止まる如き心地して言葉も出し得ず、如何ともなす事ならぬよう相成りたり。家内一同驚き恐れ顔見合せ居たるのみなりしが、父上には老婆の前に進み、いろ／＼と**御詫び申し入れたるに、老婆は何時乍らお笑いなされて**

さあ／＼これでない寿命も助かるは神の力なるぞ

さあ／＼間違いやで／＼ 我子さえ助からば、ひとはどうでもよいと云う心、その心を入れかえて、さんげさせねばならん。

との仰せに母上もおそれ震るえてさんげせしかば、すぐ様自由用叶うやうになりたり。(『御水屋敷人足社略伝』)

「御水屋敷人足社略伝」は明治三十年以降に書かれているので、飯田岩治郎が信じる教理が教祖の話として記されている可能性がある。

1864<元治元>年 教祖、こかん名義の吉田神社の裁許状を取得。費用8両(飯田家3両、教祖5両)。
教祖は5両という金額を容易に支払う事が出来る状態にあった！

教祖が飯田家に遣ってきて、祈禱など必要ないと皆ことわりにやらせ、にもかかわらず病はよくなり、教祖の滞在中は多人数が門の開くのを待ち焦がれというような状態になって、その話が法隆寺村の山伏の取締役古川豊後なるものの耳に入り、教祖に文句を言おうと飯田家にやってきました。しかし、逆に「昇り口の板の間まで降り平伏」するということになってしまいました。その後、豊後は、許可のない者は公然と人を集めることはできないからと、吉田御殿から許可を取ってやるからとお金を預かり、許可証なるものを持参しました。

このときの金額が、「老婆より五両、飯田家より三両」というもので、実際には飯田家が立て替えたというような話もありますが、「五両」というお金を容易に支払う事が出来る状態に教祖はあったことを示しています。

両人はつゝしみて云はるゝに国法のありて、御許可なきものは人を集め祈念祈禱の出来ぬ事なる故、われ／＼宜しく其手続をいたし御水や御守を人に与へる事もまた御老体においても公然に人助けのできるように取りはからい申しあげたし、依て我々に御まかせありたしと老婆の御機嫌をとりしに、老婆にもだん／＼と神様の御話ありて此屋敷のことにいたりし時、神様御下りにて

さあ／＼この屋敷をこうずい場所、水屋敷といういんねんをつけおく

との御言葉に、然らば之より京都へ上り吉田御殿へ両所の御願いたします。此納金とて**老婆より五両、飯田家より三両**受取帰られたり老婆には彼等は金がほしいのやから、マーまかしておいたがよいと笑いおられしが、程もなく**御許しなりとて奉書へ立派にかゝれしを二通持参せられたり**。此時より左の御守りを参詣人に渡すことゝなり。時は文久四年子の四月なり(文久四年二月改元元治元年－1864)

この二通の許しというは吉田より出てたるにあらず古川豊後が私利を貧らん悪意より偽証をつくり渡したるに此こと早くも総取締守屋筑前の耳に入り云々ありたる事は略す。(『御水屋敷人足社略伝』)

1864〈元治元〉年 つとめ場所ふしん、9月手斧始め。

こかん名義の裁許状が出た元治元〈1864〉年は、天理教にとって大きな節になる年です。教祖が安堵村の飯田家で、法隆寺村の山伏の取締役古川豊後と名乗るものと問答をしていた時期に、大豆越(まめこし)村の山中忠七が妻の病が縁で入信し、忠七の姉の夫である山沢良助(良治郎)もこの頃入信します。この良助と守屋筑前守はいとこの関係になります。また、教祖亡き後に本席になる飯降伊蔵が入信するのは、この年の5月です。そして、つとめ場所の普請が始まります。ところが「おさしづ」には「一寸ふしあった。皆退いて了た」とあります。「ふし」とは何かが問題です。

口、勤め場所、建築の前後の事情に就て、(昭和七年十月十二日、第十一回集成部會議原案)

元治元年七月廿六日、飯降伊蔵氏は、夫婦連れで御禮詣りをせられ、秀司様を通じて、御社の奉獻を申込まれた處、教祖様は、『一坪の社を建てよ。その一坪の中へは、米も醤油も酒も何不自由なく萬づのものが山程出来て来る。湧いて来るぞや。』と仰せられた。／ このお言葉により、御社の建築に取掛られますと、急に模様替になり『社はいらん。小さうても、勤め場所を始めかけよ。』と仰せられ、更に、『一間四方は芯。接足は心次第。』との御指図があった。其處で重ねて、その位置に就て伺はれると、『米倉と綿倉とを取拂ふて、其處へ建てよ。』との仰せであった。(『復元32号』P306)

口、斯くなると、飯降氏一人の力では出来かねるので此の御指図に基き、熱心な信者の人々に、相談して、早速寄附帳を作って、夫々応分の力を寄せられることになった。集った金額は、約三十両あったとのこと。

此の他に飯降氏は、大工仕事一切を無賃で請負はれ、西田氏は畳八枚、中田氏は畳六枚、辻氏は瓦、山中氏は金銭引受けといふことになって、準備を進められた。(昭和七年十月十二日、第十一回集成部會議)(『復元32号』P313)

(『復元32号』P315)考五十一、勤場所建築の工程

イ、即、只今の北の上段の間が、同年十月に出来上り、その冬中に内造り出来ました。(辻忠作手記、『教祖伝』明治卅一年)

口、斯くて元治元年、九月十三日を以て、『手斧始め』をなし、十月廿六日に上棟式を行はれた。(第十一回集成部會議案)

なか／＼これ三十八年以前、九月より取り掛かり、十分一つ道よう／＼仮家々々、仮家は大層であった。一寸ふしあった。皆退いて了た。(おさしづ明治34年5月25日)

1865〈慶応元〉年 10～11月、大和神社事件起る。(取上げ品の返却書類年月日より類推)

『稿本天理教教祖伝』では、勤め場所ふしんの棟上げの翌日、元治元〈1864〉年10月27日に起こったとされている大和神社事件に関する日付の入った史料は、ここに示す没収された鳴り物の道具を返してもらうための請書のみです。これには慶応元〈1865〉年11月11日となっています。『稿本』の記載通りに事件が起きたとすれば、その1年後に押収物がやっと返してもらえることになった時の書類ということになります。事件が起きた年について、もう一つ、疑念を生じさせる資料があります。それは、明治31年7月3日という日付が表紙に書かれている初代真柱中山新治郎著の『稿本教祖様御伝』です。

慶応元年、大和神社に秀司、飯降らが、拘留された際、没収された道具を返してもらうための文書

〈御請書

一、太鼓 壹 / 一、鈴 壹 / 一、拍子木 七丁 / 一、手拍子 壹 / 一、すず 壹
右之品、御取上ケニ相成候処、格別之以御勘辨ヲ御用捨被成下候段、重々難有仕合奉存候、仍而ハ已末前頭
鳴物ノ品々ヲ以天龍王命様と申唱へ、馬鹿踊と称し、家業疎ニ致し候様成儀決而仕間敷、勿論私家内天龍王
命様ト名付神ヲ祭り人々参詣為致候儀モ奉恐入、是又急度御糺しも可有之處何分百姓之身分故、百姓家業専
一二相厭余業毛頭仕間敷数候、萬一、向後心得違仕僕ハ、如何躰之儀被仰下候共、其時一言之申分無御座候、
仍而御請書差上申候如件。

山邊郡庄屋敷村 百姓 善 右 衛 門

慶応元巳年十一月十一日

市 磯 相 模 守 様

(天理教管長家、古文書)》

(『復元32号』P327)

『教祖様御伝』(俗に「ひらがな本」)中山新治郎.明治40年頃の作と考えられている。

初代真柱の2冊の教祖伝(明治31年作と40年作)は内容が異なる

『稿本教祖様御伝』(俗に「カタカナ本」)中山新治郎.表紙に「明治31年7月3日」と書かれている。

(『復元33号』P44)

紙用部本會教理天

三十年の見込みの御出ありし御根
 元土置かち空きにしてありたるあり
 全軍土月中旬勤場所新築落成あり
 りを著したる山中忠七等が重きもの御
 の勤場所の上棟せし申忠七氏招きよ
 り豆越村へ行くに付お祖様三の八行き
 てもよろし行な道すから神前を通るに
 ニ六存をして行けと仰せられた
 大和神社の前を通るときニ太鼓を石の上に
 ちりて踊りたるとスルト大和神社の神主出

(『復元33号』P201)

右の『稿本教祖様御伝』には、慶応元年と書かれ、上棟の翌日ではなく、落成後になっています。それから約十年後に同じ初代真柱が書いた『教祖様御伝』には、「上棟せしとき」とあり、教祖に神前を通るときは拝をせよと云われたとあります。

二、慶応元丑年(教祖六十八歳ノ御時)、(元治ニテアラザルヤ。)八月十九日、豆越村、山中忠七方エ御出デ遊サル。勤場所新築ノ目論見アリタリ。九月十三日、ヨリちよんの始メニ掛り、十月二十六日上棟出来セリ。此普請ハ三十年見込ミトノ咄シ。同年十一月中旬頃、勤場所新築落成歓ビトシテ、太鼓等ヲ持チ、大和神社ニ至リ、鳥居前ニテ踊リナセリ。山中忠七等ハ當時行キシ人。此時大和神社ノ神主ハ守屋筑前守ナリ。踊リシ人々ラ社務所エ呼取り尋問セシ事アリ。(初代管長様御手記、『教祖傳』明治卅一年七月三日)

(『復元32号』P326)

慶應元丑年八月十九日豆越村山中忠七方エ御出テ遊サル勤場所新築ノ目論見アリタリ九月十三日ヨリちよんの始メニ掛り十月二十六日上棟出来セリ此普請ハ三十年見込ミトノ咄シ同年十一月中旬頃勤場所新築落成歓ビトシテ太鼓等ヲ持チ大和神社ニ至リ鳥居前ニテ踊リナセリ山中忠七等ハ當時行キシ人此時大和神社ノ神主ハ守屋筑前守ナリ踊リシ人々ラ社務所エ呼取り尋問セシ事アリ

『翁(本席)より聞きし咄』と『おさしづ』で異なる本席の言葉
 神前での拝を命じたのは「教祖」か「忠七」か

「上棟」の時に「神前の前を通るときは拝をせよと教祖に云われた」と記す文献が、もう一つあります。それは、『翁より聞きし咄』で、天理図書館の同書の書誌詳細には、「出版地不明、出版者不明で初代真柱手記(明治32年頃)の複製」とあります。ところが、翁(本席)の言葉の筆記録である「おさしづ」には、「大豆越忠七、大工に道で言い付けて」とあり、日付は上棟の時のような表現になっています。そして「三日留め置かれ、万々所の役人に掛け合うて知らし、どうなつと詫して、それより道の順序、廃つて了うた」とあります。同一人物の話が異なっているのです。

「翁より聞きし咄」

瓦ヲ注文ス

九月十三日 ちよんの始メ

十月 日 上棟シ瓦唐葺ニス

此山中翁ノ招キニヨリ、豆越エ行クコトヲ教祖ニ伺エハ、行キテモ宜シ、道スガラ神前ヲ通レバ、拝ヲシテ行ケト申付ケ玉フ。大和神社前ヲ過グルトキ、神社前ノ四尺程ノ石ノ上ニ太鼓ヲ載セ、南無天理王命ト申シテ踊レリ。然ル処エ、神主一人出テ来リ、太鼓ヲ取リアゲテ家中エ持チ行ケリ。而シテ一人モ帰ルコトナラヌト申付ケリ。夫ノ人名ヲ取調ラベ、サシ紙ヲ処ノエ差出ダセリ。其トキノ人名ハ秀司君、飯降翁、山中翁、芝村清蔵、栄太郎、久太郎、大西村勘兵衛、倉弥三郎、兵四郎、安、弥之助、等ナリ。大和社務所ニテ三日留メ置カル

瓦ヲ注文ス。／ 九月十三日、ちよんの始メ。／十月 日、上棟シ瓦唐葺ニス。
 此トキ山中翁ノ招キニヨリ、豆越エ行クコトヲ教祖ニ伺エハ、行キテモ宜シ、道スガラ神前ヲ通レバ、拝ヲシテ行ケト申付ケ玉フ。大和神社前ヲ過グルトキ、神社前ノ四尺程ノ石ノ上ニ太鼓ヲ載セ、南無天理王命ト申シテ踊レリ。然ル処エ、神主一人出テ来リ、太鼓ヲ取リアゲテ家中エ持チ行ケリ。而シテ一人モ帰ルコトナラヌト申付ケリ。夫ノ人名ヲ取調ラベ、サシ紙ヲ処ノエ差出ダセリ。其トキノ人名ハ秀司君、飯降翁、山中翁、芝村清蔵、栄太郎、久太郎、大西村勘兵衛、倉弥三郎、兵四郎、安、弥之助、等ナリ。大和社務所ニテ三日留メ置カル。

それじゃ棟上げせい棟上げせい。これが始まり。棟上げしたらどんな道が付いて来るで。神が言い聞かし、どんな事も思わず道を通り棟上げした。これでよい／＼。神が入り込んで居るから、按配よう成って来るで。これは大豆越忠七、大工に道で言い付けて、人数神殿の前を通れば、拝して通れ。これで結構や。なむ天理王命／＼唱え、太鼓叩いてつとめをし、他に居て一人の家守に事が成らず、門を閉めて了い、何構わん。皆入れ／＼。三日留め置かれ、万々所の役人に掛け合うて知らし、どうなつと詫して、それより道の順序、廃つて了うた。その暮になって往なずと、存命の者尋ねば分かる。混り／＼、人間心を変えて曖昧とな。もう道の知らん事はどうもならん。(『おさしづ』明治31年8月26日夜 刻限)

大和神社事件は慶応元年におこり、それはこかん名義裁許状を取り上げる策略だったー八島英雄説

八島英雄氏は大和神社事件について慶応元年説をとり、その目的は、「こかん名義の裁許状」を取り上げるための陰謀だったとしています。ただ、それを示唆するような資料は存在せず、唯一1981年にその裁許状が守屋筑前守が神主をしていた村屋神社で見つかったことで、どこかの時点で守屋筑前守に渡ったことを示しているのみです。

「山中忠七は共に行きし人なり」と、初代真柱は『稿本教祖様御伝』に書いていますが、山中忠七は土地の人であり、守屋神社〈※正式名称は村屋神社〉の神主である守屋筑前守の従姉妹を妻にしています。山沢良治郎は新泉村の人で、大和神社の信徒総代でもあり、忠七の妻の弟という親戚同士なのです。

守屋筑前守がそれを咎めてみた時、自分の従姉妹の旦那がそこにいたなら、普通は「まあまあ、困るじゃないか。早く行ってくれよ」ということで終わりになるはずなのです。ところが、大和神社の神主が文句を言わないのに、守屋筑前守が咎めて、皆捕えられた、ということなのです。秀司もここで捕えられたのですが、奇怪なことに秀司は前川家に釈放方を依頼していません。前川家もこの神社を維持する三昧田村の有力者で、庄屋なのです。当然、釈放運動をしてもらうべき人なのに、動かないのです。さらに、忠七は一緒に行ったにもかかわらず、捕まっていません。捕まった十一人は大豆越村の近くの人が多いのです。しかし、誰も釈放運動に動きません。どうもこれは頼まなかったようです。／ 釈放運動をしたのは、伊蔵の知らせを受けた櫛本の庄屋の代理、岸甚七で、これは謝るより道がないと、散々謝ってくれたのでした。秀司は大体こうなることを知っていたのではないかと思われませんが、伊蔵にしてみればびっくり仰天のことだったでしょう。

これらの一連のことはどう考えてみても、偶然だとは思えないのです。記録では慶応元年十一月十一日となっています。また、おさしづでも「大豆越忠七大工に道で言い付けて……」となっています。それにもかかわらず本席飯降伊蔵が亡くなった後の文書では、ほとんどが棟上げの翌日か当日、あるいは普請中にこの事件が起こったとして、熱心な人が脱落してしまったからお金が寄らず借金が出来て困った、という話になっているのです。これでは作為が余りにもはっきりしすぎます。

この結果、守屋筑前守にこかんの営業許可の免許証が取り上げられ、こかんは「いかなんだらよかったのに」という言葉を出したと伝えられています。それから二年後の慶応三年に、守屋筑前守の斡旋で秀司が改めて京都の神祇管領の免許を取っています。ついに営業権が秀司に移って行くのです。／ したがって、大和神社の事件は、まいり場所の名義・営業権がこかんから秀司に変わる大きな出来事であった、ということが出来ます。(『中山みき研究ノート』P133.八島英雄.1987)

こかん名義裁許状、村屋神社に渡る(時期不明)。1981<昭和56>年、教会本部取得。

こかん名義の裁許状がいつどのようにして村屋神社に渡ったか不明ですが、それは村屋神社に存在し、天理教教会本部に渡りました。その経緯を村屋神社と教会本部の間で仲介した小松崎吉夫氏(東王京布教所長)が記録しています。

(1981<昭和56>年6月28日に訪問、森屋神社所蔵文書目録の)『社寺・宗教』の中に

「№ 二六二 神道裁許状 長上家頭役 某社・中山小嘉舞 元治元・2」

とあるものを早速、震える手に左頁の図のような裁許状を見せて頂いた。……小松崎「今、私は修養科の講師をしているので一週間程お借り出来ませんか。」 守屋「いゝですよ。」……

次の日、修養科ひのきしん掛長の吉峯剛先生にお見せしたら、庶務課長を通じて、平野主任(郡山大教会長)に見せるようにといわれる。写真とコピーもOKとの由を申し添えると、修養科職員室内はたゞならぬ雰囲気となる。早速に道友社のカメラマンは来るし、史料集成部の方々の出入りがはげしくなった。

—中略—

兎に角、これは本部に寄贈して頂きたいと念じ、中島さんに依頼してみた。中島さんは、「お互いに神様同志だから、金銭でのやりとりではなく寄附してもらうよう、守屋さんに話す」といってくれていたもので、思い切って宮司さんに話したら、気持よくOKして下さったのには、感激した。

守屋「何故、小寒さんの裁許状がうちにあるのか判りません。でも、筑前は、大和国神職取締役だったので、何かの不都合で預ったのでしょうが、もう百年以上も経っています。本部に治まるのが本筋と思います。」と、すが／＼しく言われた。……早速、その裁許状を押し頂き(コピーを元の書類袋におさめ)帰途につくと、そこから一キロ位離れた、武蔵の大師の前で、バツリと先程の史料集成部のワゴン車に出合った。

小松崎「梶本(国彦)先生、先程の裁許状を本部へ寄贈して頂くことになりました。」

梶本「エッ。本当ですか。」……梶本「では、何時頂きに行けば良いのですか。」 小松崎「今、こゝにあります。」 梶本「エッ。そこに……。」 さっと両手を差し出された。……

その裁許状を大切に胸にだいた、梶本先生一人を乗せた車は、それこそ宙を飛ぶ天馬の如く、お屋敷めがけて私達の視野から消えて行った。(『東王京15号』東王京布教所.小松崎吉夫.1988.)

繰り返しになりますが、元治元年という年には、大豆越村の山中忠七、新泉村の地主、山澤良治郎が入信しています。山澤は、当時大和神社の信徒総代で、姉が忠七の妻で、また、守屋筑前守とはいとこの関係でした。守屋筑前守は、吉田神祇管領の大和国神道総取締役であり、元治元年ないしは翌年の慶応元年中に、中山こかん名義の裁許状は、何らかの形で村屋神社の神主である守屋筑前守の手に渡ったわけです。

ここから、秀司名義の許可を得ようという活動が始まります。まず、庄屋敷村の領主である、藤堂藩古市代官所の添書を得ることが必要です。その為、2, 3年の間に2, 3度出かけています。代官所では、太鼓をたたいたり拍子木を打ったりするような活動なら、吉田ではなくて伏見稻荷の許可だろうとか言ってなかなか結論が出ず、やっと慶応3年6月になって、吉田神祇官領への添書の願出書を受け取り添書を書いたようです。

この時秀司が古市代官所へ提出した添書の願出書には、「國常立尊、伊弉諾尊、國狭槌尊、伊弉冊尊、豊斟淳尊、大日婁尊、大戸道尊、泥土煮尊、大戸邊尊、沙土煮尊、面足尊、惶根尊、冊冊、右拾貳神ヲ合天輪王神と相唱候」とあって、これら十二神を合わせて天輪王と唱えたと書かれています。(『復元32号』P462)ここに出ている神名は、お屋敷の南東に位置する十二神社の祭神で、現在も天理教で使われている十柱の神名の原形です。この時初めて教祖(お屋敷)の周辺に、もともとは教祖の教えにない神道の神名が入りました。

ホ、吉田か、稻荷か。

所で添書の宛名について、吉田か稻荷かと云ふ事になって、天理教側の希望と、奉行側の意見とが、一致せず、その為めに、秀司先生は、それから二三年の間、年に、二三次も来られたかと思ふ。と云ふのは奉行の方では、添書すると約束をすると同時に、調べると、天リュウ王の命と云ひ、祭日廿六日には神楽面かづき、三味ひき、太鼓たゝき、柏子木打つとなつて来るから、神祭りに、そんな事して、手振って、そんな妙な事するなら、吉田へ行くのと違ふ、伏見やとて、そこで宛ての事で、衝突し、決りが付かず、二年も三年もかゝり、漸く決り、吉田へ宛てて添書する事になりました。この時父の茂三郎と、足達とが秀司先生に力を協せました。(昭和九年一月廿四日、古市、中川庸三(76)談)(『復元』32号.P460.「史実校訂本 中二」)

古市代官所へ提出した添書の依頼文

『稿本教祖伝』へ一〇〇頁に引用されているものは、**赤字**へ太字の部分が【中略】として削除されている。

乍恐口上応覚 庄屋敷村 願人 善右衛門

一、私儀従来百姓渡世之ものニ御座候、然ルニ三十ヶ年余已前、私幼少応頃癩病(風毒)ニ而、足悩ミ候ニ付、亡父善兵衛存命中、私方屋敷内ニ天輪王神鎮守仕信心仕**右天輪王神与申者**

國常立尊 伊弉諾尊 國狭槌尊 伊弉册尊
豊斟淳尊 大日婁尊 大戸道尊 泥土煮尊
大戸邊尊 沙土煮尊 面足尊 惶根尊 册册

右拾貳神ヲ合天輪王神と相唱候由、亡父善兵衛代より承傳居心信心仕来り今ニ不絶信心仕居候義ニ御座候、然ルニ右信心之儀諸方江相聞近来諸方より追々参詣人有之而ハ、神道其筋より故障被申立候而ハ、迷惑難渋仕候ニ付此度京都吉田殿江入門仕置度奉存候ニ付乍恐此段御願奉申上候、何卒御情因愍を以、吉田殿江之御添翰被為下置候様奉願上候、右之趣御間届被為成下候ハ、難有仕合可奉存候、
慶応三卯年六月

庄屋敷村

願 人 善兵衛 同村年寄 庄 作
同 村 平右衛門 同村庄屋 重 助

服部庄左衛門様

(備考 後の方の「願人 善兵衛」は、「願人 善右衛門」の誤記と思われる。))

(『復元』32号「史実校訂本」中二・461頁)

1867<慶応3>年 「御神前名記帳」(作成者不明)による4, 5月の参拝者、計2000名を越える。

慶応3年 『御神前名記帳』			
	4月(人)	5月(人)	
1		45(14)	21 85(20)
2		36(8)	22 9(3)
3		36(9)	23 84(20)
4		34(11)	24 51(12)
5	87(33)	50(10)	25 53(18)
6	49(15)	38(13)	26 156(37)
7	65(11)	28(6)	27 47(15)
8	58(21)	37(7) *	28 76(25) *
9	86(22)	33(9) *	29 58(13) *
10	80(27)	2(1) *	30 55(16)
11	47(9)		計 1835人 339人
12	55(11)		(495) * (88) *
13	57(9)		備 考 *印は破損などで判読不明の箇所があることを示す
14	67(13)		
15	115(31)		
16	103(23)		
17	89(28)		
18	75(24)		
19	64(22)		
20	64(17)		

『辰年大寶恵』について一慶応四年の賽銭と中臣祓」(『教祖とその時代』上野利夫.1991 P260の表を修正。

「御神前名記帳」に記載されている人々は、こっそり、ひそやかにお願いに来た人々ではないかという感じがする。そして村々では下層にある人々ではなかったかという気がする。

何村の誰某と名のとおった人は、まず一人も出ておらない。十中八九分までは、一時限りの願人で、三十五日間の間だが、二度三度名の出ているものは、あるにはあるが、まことに少い。十二年後の「天輪王講社名簿」に名の載っている人、信仰をつづけた人は、あるにはあるが、数は少ない。村の他の人々(少くとも村の役もちの人たち)に知られんように、秘かに願い来た人々のような感じがする。(『御神前名記帳』と『天輪王講社名簿』に見る信仰地域の推移」高野友治.P112. 『やまと文化』47号.1968)

秀司名義の裁許状を取得するための準備が進む中、お屋敷には連日多数の人々が願いに来ていたようです。慶応3年の4, 5月に来た人の記録 「御神前名記帳」が残されています。高野氏の解説では、これは初めて来た人などが主で、何度も来ているような人は記録されていないとのことで、実際はもっと多かったと考えられます。

1867<慶応3>年 7月23日秀司名義の吉田神祇管領裁許状許さる。

秀司裁許状

《和州山邊郡庄屋敷村

秀 司

右 依 願

天輪王明神玉串納之事所申調如件

神祇管領家

慶応三卯年 七月 公文 所 印

木綿手纏之事許容大和國山邊郡庄屋敷村秀司治繁訖向

後可懸用之状如件

慶応三年七月二十三日

神祇官領 印

参詣次第

先 前齋 早旦行水 /

次 進御前 /

次 中臣祓詞 /

次 心中祈念 /

次 一揖 /

次 社参

次 身曾貴祓詞

次 三種祓詞

次 拍手 口傳

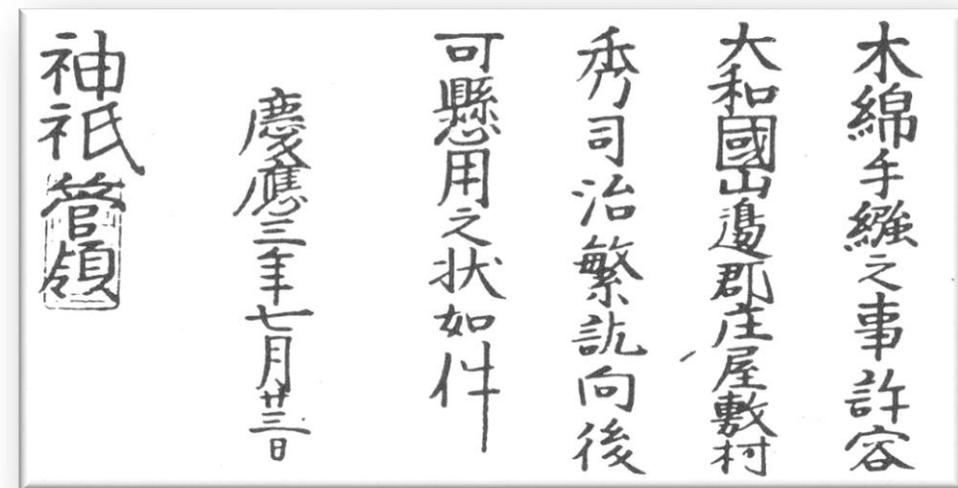
次 退下

右授與秀司治繁訖訖慎而莫怠矣

慶応三年七月廿三日

神道管領 印》 (『復元32号』P468)

吉田神祇管領から秀司に与えられた布教を公認する旨の書状二通。／下段の書状は、山伏や僧侶や神官らの攻撃をさけるために吉田神祇管領より許可をうけたもので、教導職を与える際に白いたすきのこと。／文中の木綿手纏とは、神につか



秀司の妻子(おちえ、おかの、音次郎)中山家に入る。

秀司は京都で裁許状を得た帰りに、当時川原城に住んでいた妻(おちえ)の元に、子供のお土産を届けに寄ったと伝えられています。そして、この後妻と子二人がお屋敷に移り住むこととなります。

「私(高野友治)が北村嘉助をその自宅に訪ねたとき、彼はすでに九十五、六歳くらいであったが、なかなかしっかりしていた。家は川原城の上街道の東側の、道に面した平長屋の中の一軒で、老人は、おちえさんの住んでいた家が壁一重へだてた北隣であったことを教えてくれた。

北村嘉助はおちえさんのこともよく知っていて、秀司先生の方から時々通っていた、と言っていた。そして、『秀司さんが、京都の吉田神祇管領から帰ったとき、京都からの土産をもって来て、息子や娘にやって、よろこんでおられたわ』と語った。

だから、慶応三年には、おちえさんはまだ川原城の実家にいたのだと思う。そこで、おちえさんが中山家に入り込んだのは、この史実以後のことであつたろう。住む部屋もないのにおちえさんと二人の子供と、三人もおしかけて来たのでは中山家はわやになっただろう。おそらく教祖のたすけ一条のご用にもさしさわりができるようになったことであろう。

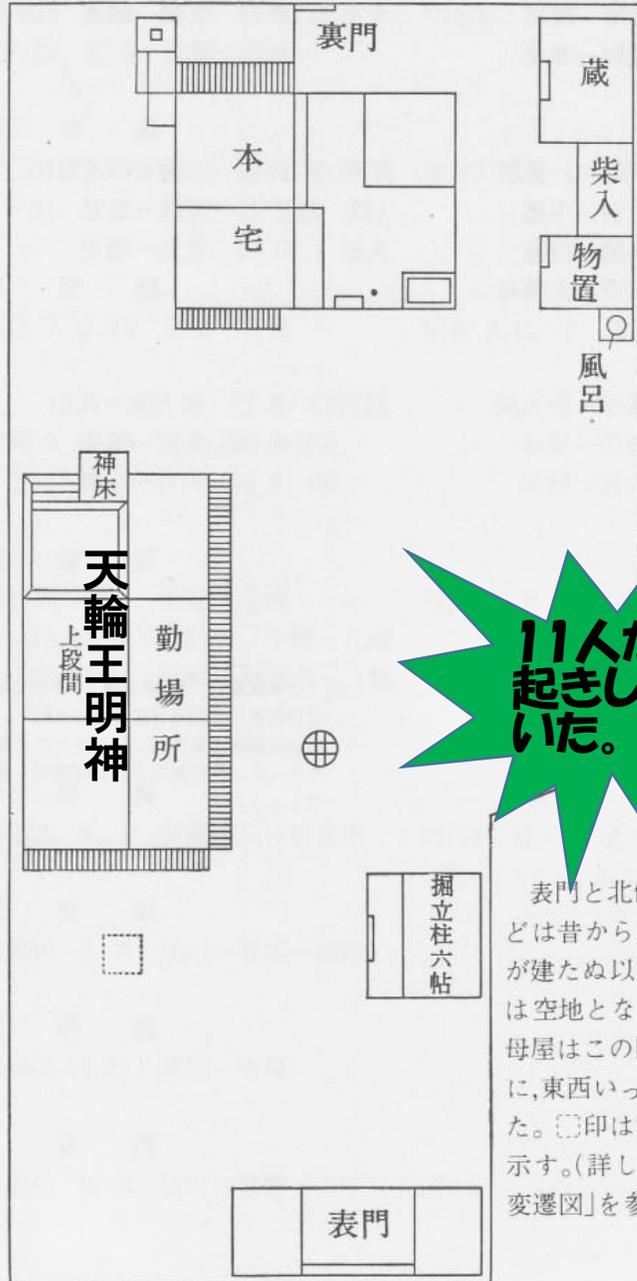
それが、明治二年の『正月三十日』という日限をきって、実家へ帰ることをさとされた所以と理解するならば、話はわかる……」

—中略— / もし、北村嘉助の話が事実だったとすれば、川原城のおちえのお屋敷入り込みは、高野氏の指摘のとおり、厳密に言うと慶応三年七月二十三日の天理王明神公認の日以降のことだということになる。正史の陰にはかくれているけれども、おちえは永年お屋敷に秀司の妻として住んでいたのだ、という説もあるから、ひととき注目されるのである。

秀司は、親神さまがお望みにならなかった天理王明神の教主という立場に立って、教祖からお仕込みをうける羽目になったばかりでなく、お屋敷へおちえや音次郎たちを受け入れて、急に、そして確実に、秀司をとりまく雲行きは悪くなった。落雷の直撃を受けるようなおふでさき第一号の七十四首のお歌が起草されるお膳立ては、慶応三年の夏から秋にかけて、きびしく整っていったと思われる。

しかも、その「息子や娘にやる」土産物の買い物をする秀司のすぐそばには、山澤良助がいて、その荷物もちの役をしていたと推測すると、良助は、そのとき、おふでさき第一号成立の背景史実にもっとも深くかかわりあっていたことになる。良助の心には、教祖の思召も秀司の心情も、どちらも痛いほど切実に伝わっていた、と考えられるのである。(『先人の面影』松谷武 21
著 天理教青年会本部 P77～79)

1 元治元年、勤め場所建築当時の中山家



『天理教史参考年表改訂6版』
(二二二頁養徳社一九七九)

11人が寝
起きて
いた。

表門と北側の本宅、倉などは昔からのもの、勤場所が建たぬ以前はこの中央部は空地となっていた。昔の母屋はこの図の勤場所の南に、東西いっぱい建っていた。□印は甘露台のぢばを示す。(詳しくは「おやしき変遷図」を参照せられたい)

慶応3年当時の御屋敷の住人

当時のお屋敷には、教祖の他に秀司、こかん、お秀(秀司の娘)が住み、村田夫婦、飯田(母と子)が住み込み人のようにして通っていたようです。そこに、おちゑ、おかの、音次郎の3人が入ってきます。

お秀とは、車屋のおやそと云う者と秀司との間に出来た子どもで、嘉永6年頃に生まれています。生まれてから教祖が引き取り、中山家で育てられたようです。

村田とは、明治14年頃にお屋敷の近くに「豆腐屋」という宿屋を開いた村田長平の父、幸右衛門のことで、当時夫婦でお屋敷に詰めていました。(『天理教事典』P879)

飯田とは、飯田岩次郎のことで、慶応、明治にかけて3年ほどは、当人とその母が中山家に詰め切りの状態でありました。(『御水屋敷人足社略伝』)

その時のお屋敷の平面図を見ると、とてもこれらの人たちが暮らせるほど広くはありません。教祖を慕ってお屋敷に来ていた人の寝泊まりする回数が減った可能性があります。

1868<慶応4.明治元>年 秀司筆『辰年大寶恵』(賽銭覚書、中臣祓詞書写)概算一日60人×米1合の額。

『辰年大寶恵』上り(賽銭)集計表

慶応4年〔9月8日 明治と改元〕 『辰年大寶恵』		(単位は銀匁)					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	180	50	20	52	25 C	40	90
2	22	50	10	50	23	70	80
3	32	35	30	23	19	40	110
4	32	80	40	42	10	30	60
5	32	40	43	30	20	50	55
6	33	15	20	22	34	30	58
7	19	40	50	30	17	25	80
8	40	35	25	30	15	45	34
9	45	28	50	35	20	30	100
10	40	15	30	70	9	60	70
11	18	10	35	35	20	20	20
12	20	20	7	30	20 D	13	50
13	20	9	27	40	20	20	19
14	35	22 B	50	30	6	—	21
15	50	33	50	63	20	80	60
16	40	13	15	53	27	23	40
17	55	100	14	12	23	25	25
18	42	25	40	22	40	50	50
19	33	13	40	35	20	23	23
20	45	30	35	22	—	30	30
21	30	50	53	25	37	25	25
22	78	20	25	26	15	20	20
23	20	70	22	20	8	50	50
24	70	30	40	27	32	20	20
25	40	50	32	28	23	20	20
26	220 A	250	120	100	200	150	150
27	40	80	25	25	15	50	50
28	20	50	55	20	15	30	30
29	45	30	25	13	40	40	40
30			25		30	50	50
計	1396匁 金3朱	1269匁 ※	1053匁	1008匁 (1010)	1003匁	1159匁	947匁
備考	A 3朱 B 425 C とふみよ 両100目 ※449 → 425 +844 +844 D 100 1293 1269 6月～12月計 7835匁金3朱						3895匁 代1950匁 947匁 5895匁 18900匁

毎月分の賽銭を米に換算すると、約一石二斗余があがっていることになる。人一人が一年に一石食べる(一日二合)と概算すると、これは一人分の生活代に相当することになる。……中山家にはこれ以外にも収入はなかったとはいえないので、生計には、程度は別として、そんなに困るということはないかと思われる。(『辰年大寶恵』について)P267.上野利夫.『教祖とその時代』1991)

21	30	50	53	25	37	25	25
22	78	20	25	26	15	20	20
23	20	70	22	20	8	50	50
24	70	30	40	27	32	20	20
25	40	50	32	28	23	20	20
26	220 A	250	120	100	200	150	150
27	40	80	25	25	15	50	50
28	20	50	55	20	15	30	30
29	45	30	25	13	40	40	40
30			25		30	50	50
計	1396匁 金3朱	1269匁 ※	1053匁	1008匁 (1010)	1003匁	1159匁	947匁
備考	A 3朱 B 425 C とふみよ 両100目 ※449 → 425 +844 +844 D 100 1293 1269 6月～12月計 7835匁金3朱						3895匁 代1950匁 947匁 5895匁 18900匁

『辰年大寶恵』は、慶応4(1867)年の6月から12月までの賽銭の上がりを書きとめた帳面です。一日の参詣者数は、この記録にはなく、慶応3年の『御神前名記帳』に数が出ているので、その類推から上野氏は一日60～70人とし、賽銭の総計を人数で割って、一人の賽銭額を米一合の額としています。文久元(1861)年に秀司が記した「萬覚日記」には綿に関連したお金の出入りが主に記され、教祖の活動に基づくお金の出入りはまったく書かれていません。文久元年には仲田儀三郎などもすでに入信し賽銭のような収入もあったと考えられるので、秀司はこの時期、教祖の活動には関わっていなかったのではないかと思います。これは中山家の当主であった秀司にしてみれば、ゆゆしき問題であり、自分名義の裁許状を取ることで、中山家の宗教活動に関わる経済的利益を我がものとする事が出来たのです。

『辰年大寶恵』について—慶応四年の賽銭と中臣祓(P260の表を一部修正)

『辰年大寶恵』にある「中臣祓詞」は、慶応3年に授与されたものではなく、明治維新に対応したものである

「『辰年大寶恵』について」は、『辰年大寶恵』のある「中臣祓詞」について、他の「中臣祓詞」と詳細な比較をしています。『辰年大寶恵』のあるものをAとし、他のB～Eと較べたところ、「C、あるいはEにより近く、BはDによく似ている」という結論を記しています。Bとは、慶応3年に秀司が裁許状を得たときに伝授されたもの、Dは吉田神道に伝統的に伝わるもので、秀司が伝授されたものは伝統的なものだということが分かります。また、Bはト部良義という人によるもので、この人は明治2年の日付のある別の「中臣祓詞」もあり、それと同じものがCになっています。つまり、ト部良義という人は明治維新をはさんで2種の「中臣祓詞」を書き、秀司もまた、慶応4(明治元)年に早くも慶応3年に伝授されたものではなく、明治維新バージョンとも言えそうなものに近いものを書いたということになります。「明治維新という神道を中心にすえた政変」に素早く対応していたわけです。AとBとの最も大きな違いは、「第九 警諭又軍敗治要」に「皇御孫ノ命ノ朝廷ヲ始テ天下四方ノ国ニハ」という言葉がAにはあり、Bにはない事です。これは、A、C、Eにはあり、B、Dにはないということでもあります。

Aの当「辰年大寶恵」の「中臣祓詞」は、慶応三年七月に吉田家から授与されたBの「中臣祓詞」とは、かなり異なっていて、C、あるいはEにより近く、BはDによく似ているといえる。(『辰年大寶恵』について)P277)

A「辰年大寶恵」に中山秀司が書写した中臣祓詞。

B『復元』第三十二号に所収(475～478頁)の「中臣祓詞」。古田家から天輪王明神玉串納之事及び木綿手綴の懸用免許時に伝授されたもの。ト部良義とある。

C『中臣祓詞／三種祓詞／身曾貴祓詞』という表題の木版本の中臣祓詞。「明治二年五月一日／正三位侍従ト部良義」と記された『中臣祓詞』と全く同じ。

D吉田神道を大成させた吉田兼俱の自筆本といわれ、根本伝書の一の『中臣祓』。

E表題はないが、大祓詞(巻物)で、天理図書館吉田文庫では、「太祓祝詞」と題名を付しているもの。

ここで俯におちないのは、Bを授与したト部良義が、Cと同じ内容のものを明治二年五月一日の日付で、中臣祓詞を書写していることである。このことは、明治維新という神道を中心にすえた政変と無関係ではなかったと察するが、明らかでない。(『辰年大寶恵』について)P280)

「明治七年秋迄ハ別條なくお通りに成りました」

慶応3年以降、表面上、天理教は12神を神と仰ぐ神道であった

「丸九年という／＼。年々大晦日という・・・頼りになる者無かった。大工が出て、何も万事取り締まりて」
毎日賽銭として上る6升余のお米に相当するお金はどこに行ったのか

慶応3年に吉田神祇管領の認可が下りた以後は、この12神がつとめ場所に祀られました。『稿本教祖伝』P121に、明治7年12月に奈良中教院に高弟が呼び出された後、「幣帛、鏡、簾等を没収した」と書かれているので、これらが慶応3年以降、明治7年末まで祀られていたということです。

それは、《「明治七年秋迄ハ別條なくお通りに成りました」と伝えられ、順調に天理教が伸びたとされているこの時期、政治・宗教の混乱もさることながら、明治維新によって許状そのものは無効になったとはいえ、吉田家入門に端を発した神道化の動きはなお続いており、国家の方策に順応する動きがあったからこそ、「別條なく」治まっていたといえるのではないだろうか。（「王政復古・神仏分離と天理教」幡鎌一弘『教祖とその時代』P207）》という状況があったわけです。

この間、教祖はどこで話をしていたのか不明ですが、「おやしき(中山家)」の中では教祖が説く「てんりんおう」とこの12神が混在し、その関係が非常に分かりにくくなっていたことは容易に想像されます。

また、「おさしづ」に「丸九年という／＼。年々大晦日という。その日の心、一日の日誰も出て来る者も無かった。頼りになる者無かった。大工が出て、何も万事取り締まりて、よう／＼随いて来てくれたと喜んだ日ある。」（明治34年5月25日）というのがあります。八島英雄氏によれば（『ほんあづまNo.227』P7）、この「丸九年」とは慶応年間から天輪王明神がなくなる明治7年頃までのことで、この間、後に本席になる飯降伊蔵が大晦日お屋敷に出て行って何かと面倒を見たということだそうです。毎日賽銭として6升余のお米に相当するお金が上がっていたこの当時、なぜ伊蔵が出てこなければならなかったのでしょうか。

『辰年大寶恵』の記録が12月で終わり、翌明治2年正月に「おふでさき」は書かれ始める。

その頃の記録では慶応年間に、一日六・七十人の人がお願いを持って願を掛けに来ているのです。

秀司さんの所にはその様に祈祷料や賽銭が入って来るのです。ところが、このおさしづには、

大工一人になった事思てみよ／＼。八方の神が手打った事ある／＼。八方の神が手を打ったと言うてある。それより又一つ／＼あちらからこちらから、だん／＼成って来たる間、丸九年という／＼。年々大晦日という。その日の心、一日の日誰も出て来る者も無かった。頼りになる者無かった。九年の間というものは大工が出て、何も万事取り締まりて、よう／＼随いて来てくれたと喜んだ日ある。これ放って置かるか、放って置けるか。それより万事委せると言うたる。そこで、大工に委せると言うたる。これが分からん。

(おさしづ明治34年5月25日)

何故中山家の人居るのに本席が最高責任者であったのかという、その理由の一つが出ているのです。このおさしづの慶応元年から丸九年の間というのはこかんさんが亡くなる時期までを指しているわけです。天輪王明神が取り払われるまでの時期を指しているのです。中山家を外から見れば秀司さんの所には大物の協力者の山中忠七さん、山沢さんというような人達がぞろぞろ来て、何十人もお参りに来ているのです。お金もざくざく入っているのです。そして、贅沢に堕ちてしまっているのに、教祖やこかんさんの所へは誰も来る人がなかったという状態だったのです。

そして、伊蔵さんが働いたお金を持って、大晦日に年を越すために教祖の所へ行かなければならなかったというおさしづが出ている時、秀司さんが教祖の許に来る信徒さんを取り込み、お金も取り込み教祖の方には出さなかったので別財布になってしまったのです。そして、秀司は贅沢をしていて、教祖やこかんさんの方は鼠も出ないという状況になっていたのです。別火・別鍋になってしまったのです。(『ほんあづまNo.227』P7)